



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシア農奴解放期における教会付属学校と西部諸県の「国民学校」
Author(s)	塚本, 智宏
Citation	北海道大學教育學部紀要, 47, 81-106
Issue Date	1986-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29293
Type	departmental bulletin paper
File Information	47_P81-106.pdf



ロシア農奴解放期における教会付属学校 と西部諸県の「国民学校」

塚 本 智 宏

Церковно-приходские школы и “Народные школы” в западных
губерниях в период крестьянской реформы в России.

Тихиро Цукамото

目 次

はじめに	81
第1章 「国民学校」改革における教会付属学校の位置	82
第1節 農奴解放前の教会・教会付属学校	82
第2節 農奴解放期における教会付属学校の「普及」策	86
第3節 1862年1月18日付最高命令「国民学校の所属について」	87
第2章 西部諸県における教会・教会付属学校と「国民学校」	93
第1節 北西部諸県における「国民学校」の意義と教会・僧侶	93
第2節 南西部諸県における教会付属学校と「国民学校」	98
むすびにかえて	103

は じ め に

本稿の課題は、1860年代ロシアにおいてツァーリが宗務院・正教教会を通じて展開した教会付属学校政策と教育省が他の世俗諸官庁（特に内務省及び農奴解放令実施諸機関）との連携のもとに創設、展開したいわゆる西部諸県での「国民学校」政策の間の関連を明らかにすることにある¹⁾。

教会付属学校は、1860年代の初等学校改革に関わる歴史的評価において重要な位置を占めて来た。その評価とは、この1860年代の初等学校改革が改革前の「古い」、「特権的な」ものと「新しい」、「ブルジョア的」なものとを同時に持ち合わせた「二重性」を有していたというものであり、その際に、教会付属学校はその「古い」学校（僧侶の特権に基づき開設される学校）であり、新たに開設権を与えられた私人や団体による学校が創設される一方で、教会付属学校は「温存」されたのだという評価である²⁾。つまり、この評価では、教会付属学校が改革の不徹底さを示す存在としてまた古いものがそのまま維持されたことを示す存在として、位置づけられている。この「温存」という評価は、この学校の「特権」性という点に限るなら誤りとはいえないが、もし、「古い」ものが「温存」されたというのであればそれは再検討の必要があろう。本論でみるように、教会付属学校は、1860年代の以前と以後において、明確に変化しているし、1860年代以降の教会付属学校は、「温存」されたと評価される程の低い政策的位置づけにはなかった。むしろ、この時期以降、それは初等学校としての重要な位置づけを与えられるのである³⁾。

以上のことは、教会付属学校の来し方を検討するなかで明らかにされるが、この学校が帰趨を問われたこの1860年代のロシアでは、いわゆる「教会学校」と「世俗学校」の複雑な対立が起こり、そのことが初等学制改革全体への強い影響を与えることになるのである。

農奴解放令の公布以降、農民運動の急激な高揚とポーランドの革命運動の動きは、特に、ロシアの西部諸県（現在のソ連邦のうちのリトヴァ、白ロシア、ウクライナ西部の三地域に担当する）に深刻な影響を及ぼすが、教会付属学校と世俗諸官庁の初等学校との対立は、この地域で早くから生ずることになる⁴⁾。それは、この地域でいち早く、教育省の「国民学校」政策が開始されるようになることと関連している。その際に教育省は内務省との協力においてその展開を試みるが、これら両省と地方の宗務監督庁、そして、これら三者といわゆる「ポーランド貴族」層との対立関係が、西部諸県での初等学校改革の動向に反映するものとなる。ここでは、ロシア特有の、「教会学校」と「世俗学校」の対立、政策矛盾のあり様を明らかにするとともに、中央部ロシアの初等学校行政区域の三区分、分離の過程を示すことになる。

注

- 1) 宗務院については本論で述べるが、ここでいう「正教」とは、我が国では一般にギリシア正教と呼ばれているものであるが、原語(православие)に則して「正教」とした。
- 2) この評価は伝統的であるがこれについては以下を参照。Константинов, Н. А., Медынский, Е. Н., Шаббаева, М. Ф., История педагогики, изд. третье, М., 1982, стр. 246.
- 3) 教会付属学校(Церковно-приходская школа)が、学校法のレベルで規定されるのは、1860年代(1864年初等国民学校規程の第2条において)がはじめてであるし、さらに、それが独自の学校法として規定されるようになるのは、1880年代(1884年の「教会付属学校学校規則」)においてである。
- 4) この時期の農民運動およびポーランドの革命運動についてはさしあたり以下を参照。菊地昌典、『ロシア農奴解放の研究』, 1964年, 御茶の水書房; ペ・ア・ザイオンチコフスキー著, 増田富壽・鈴木健夫共訳、『ロシアにおける農奴制の廃止』, 1983年, 早稲田大学出版部; 阪東宏、『ポーランド革命史研究』, 1969年, 青木書店。

第1章 「国民学校」改革における教会付属学校の位置

第1節 農奴解放前の教会・教会付属学校

教会付属学校は、1860年代の学校法と1884年の「教会付属学校規則」によって固有の法的基礎を有することになるが、そもそも1836年10月29日付宗務院令「村落住民子弟の初歩的学習に関する規則」がその創出の基盤であった。1860年代に宗務院がこの規則の実施を再確認することを後にみるが、宗務院の管轄下のこの教会付属学校は、農奴解放前の専制体制においてどのような位置を占めるものとなっていたのであろうか。まずは、宗務院を通じてのこの初等学校政策の意味するものについて、概観しておくことが必要であろう。

はじめに、この学校の所轄機関である宗務院・正教教会について述べておこう。

既に専制政府は、18世紀初頭のピョートルの改革期に、教会を統轄する項点としての総主教の座を廃し、その代わりに、複数の高位僧によって構成されるところの宗務院を設置し、さらにこれを監視するための世俗の宗務院総長職を設置することによって、教会権力の弱体化を図った¹⁾。その後、19世紀の初頭の中央行政改革期(省庁制が採用され、教育省は1802年に設される)には、以前宗務院が有していた他の最高国家機関との直接の交渉権を奪い、その交渉を宗務院総長を通

じてのみ許可することとした²⁾。こうして、教会権力はツァーリ権力との関連において徹底的にその地位、発言権を低められていた。しかし、他方、ツァーリは正教会の長(1797年より)として君臨するようになり、1830年代はじめに編纂されたロシア帝国基本国家法典第42条では、「皇帝はキリスト教国王として、信仰教義の最高の庇護者でありかつ守護者であり、正統的信仰と教会における聖なる整斎の監視者である」と規定されるに至った³⁾。

18世紀から19世紀のはじめにかけて、ツァーリズムは、教会権力を弱体化させつつ、これを自らの体制内に組み込んでいくが、今度は、その体制内において保護、育成を目指すようになる。ツァーリズムと教会の関係について、18世紀は、例えば教会領の国有化など、教会への一定の制限的措置を特徴としたが、19世紀には、教会の威厳の強化、教会の経営に関する援助や教会の法的な秩序の整備に関する措置(例えば、正教僧侶の物質的状況や法的な地位の改善に関する方策や正教教義の普及強化に関する援助)がとられるようになる⁴⁾。19世紀の前半は、ツァーリズムにとっての教会の位置が、上記の方向で定まった時期とみてよい。この時代に、特に農村社会の掌握のために、正教教会はその宗務行政域を次第に拡大しつつあり、また、末端の教区司祭は、単なる布教者ではなく、下層身分大衆の出生、婚姻、死亡の登録業務を担う、教会の「巨大な官僚軍」を形成するようになる。宗務院をその中央機関として、ほぼ県レベルに、正教管区監督局を置き、これが各教区の教会を統轄した。政府は、1840年代に、その教区の僧侶に、教会従事者定員法に基づき、物質的保障を開始している。農奴解放期までについてみると、1841年に、ツァーリ政府は、国庫より地方の宗務監督庁⁵⁾に1,119,631ルーブルを支出したが、その額は、1850年に3,804,300ルーブル、1861年には5,028,364ルーブルへと膨れあがった⁶⁾。また、1825年に37であった管区数も、1861年には58へと増加し、教会の布教・行政範囲を著しく広げ⁷⁾、1862年までに、教会教は37,428、司祭は37,409人(輔祭は12,153人、その他の教会従事者は64,105人)となっていた⁸⁾。この教会の普及は、かなりのものとみてよいだろう。この点に関わって現代ソビエトの史家グレクローフが次のような数字を挙げている。当時の医者1人に対して人口43,000人、同じく初等学校1校に対して人口8,435人(モスクワ県の場合)であったのに対して、1教会に対し人口1,375人という比率であった⁹⁾。

こうして、ツァーリズムは、宗務院—正教管区監督局—教会を通じて、その体制の護持を図り、農村掌握への足場を固めていった。1830~40年代以降、国有地村落や皇室領村落において村落学校の普及が目指され、そこで僧侶の関与、協力が求められるようになるが、教会に付属した学校も、これらとほぼ同じ時期に生まれて来たものであった¹⁰⁾。

1830年代の後半に、国有地での農民改革が始められた際に、国有財産相キセリョーフ(Киселев, П. Д.)は、その地の村落教区学校の普及のために宗務院の協力を求めて、宗務院総長に、次のような文書を送った。「特に基本的な正教信仰の基礎に立って、村落階層に宗教教育を普及するためには、教区学校での村落青年の学習を村落の司祭の任務とすることは最も信頼のおける方法ではないだろうか¹¹⁾」と。ツァーリは、このキセリョーフの提案に同意していたが、1838年に宗務院総長プロタソフ(Протасов)は、宗務院に対して以下のような提案をしている。(ニコライ1世皇帝は、国有財産相の提案に基づき、村落青年の宗教教育の必要に特に関心を払われており、これは他ならぬ村落の僧侶を介してのみ成功を収めることができるとお考えになっておられる」とツァーリの意志を伝えた後、ツァーリが国有財産相に対し、当該問題につき宗務監督庁と世俗官庁とがどのような方策を採用し得るのか、宗務院総長と協議するよう、求めていたことを伝えていた¹²⁾。この協議ののち、キセリョーフの提案が宗務院にも受け入れられ、1840年5月には、

僧侶養成機関である神学セミナリアの「教育部門」に関する改革が行なわれた。この改革は、のちにマリノーフスキーの記すところよれば、僧侶養成のための神学セミナリアを「教育者」つまり教員という新たな任務にも対応し得るように企画したものであり、ピョートルの改革期以来100年以上にわたって、ツァーリによって無視され続けて来た僧侶の「教育活動」をそこではじめて認めたのであった¹³⁾。

以上のような国有地での農民改革との関連において展開される僧侶の村落学校への関与とは別に、僧侶の一般的任務として、村落住民の子弟の「学習」にあたることを規定していたのが本節の昌頭で触れた1836年10月29日付の「規則」である。この「規則」は、1841年3月27日付宗務正教管区監督局法（第14条）と並んで、この種の学校の展開の制度的基礎として、1860年代までその効力を持ち続けることになる。後者は、教区僧侶の任務遂行を統轄する各管区レベルの主教の一般的任務に関するもので、その第14条において、「地方正教監督局の長は、教区僧侶が簡易で国民生活に適した学校を教会に付属して設立、維持することを配慮し奨励することを任務とする¹⁴⁾」（傍点は引用者）と規定している。

他方、1836年10月29日付「規則」は、教区僧侶の「村落住民子弟の初歩的学習」に関わる具体的な任務を規定している。この「規則」は第9項目から成っている。以下に主要な条項を引用する。

1. 村落住民子弟の初歩的学習の任務は、教区僧侶の任務であり、教区僧侶は自己の資金と場を、子弟の信心と敬神に導くその絶対的任務の遂行のために、行使しなければならない。
3. 教区子弟の学習のためには、正教監督主教の裁量によって、地方司祭あるいは輔祭また時には下僧が、その必要と能力に応じて任命される。
5. 教会語、世俗語の読み方を学ばせ、また望む者には、書き方を学ばせる。その際、生徒達は、主の祈り、教義解説、十戒、宗詩……（中略）……をそらで学ばなければならない。教える者は、これに教理問答からの手短かで最も簡単なそれらの説明と聖史からの最も重要な説話を加える。そこでは、学校のような不自然さではなくまた文字どりの暗記ではなくして、繰り返しその都度、会話や語りの形で、その説明や説話を伝授する。
7. 必要と考えた場合には、学習の科目に算数の初歩を加えることができる。
8. 通常の学習期間は、畑仕事の秋期末より春先にかけて、例えば9月1日より5月1日まで、継続されなければならない。夏期には、生徒は、祝祭日毎に午食の後、祈りと教理問答と聖史の学習のために、また平日には農作業が許す限りで、度々、間をおきつつ、集められる。
9. 教科書、アルファベット表、日読祈とう書、詩編、及びキリスト教教理初歩は、教会の財源で備えることができ、教会のものと見なし得る¹⁵⁾。（傍点は筆者）

ここに明らかなように、この学校での「学習」は、「信心と敬神に導く」ところの宗教教育を主眼としており、その内容は、第5項にある「教理問答」の説明と「聖史」からの説話（これらは他の官庁の学校では「神の法」と呼ばれていたものである）を中心とするものであった。読み書き算はかううじて規定されているものの、「書き方」は望むものに対してだけであったし、「算数」は、教会の僧侶が「必要と考えた場合」にのみであった。実際、僧侶は算数の授業はほとんど成し得なかった。そこで「教える者」として、神学セミナリア出の司祭の他、これを助ける下位の僧、「輔祭」や「下僧」を、特に司祭の本来の職務の遂行に困難をきたす場合を考慮して、予定したが、そのことも、教科の枠をせばめるものになったであろう。

こうしてツァーリ政府は、宗務院を通じて、教会のみならず教会に付属した学校を通じて、農

村の、その子弟にまでも、宗教政策を貫徹することを試みていた。この教会に付属した学校の数は、宗務院の報告によれば、1837年の100校から1853年の4,820校（生徒数98,260人）へと急増したが、しかし、その直後から減少し始め、1857年には、2,270校へと半減し、農奴解放直前までに、その数は減少しつつあった¹⁶⁾。

以上、ツァーリズムと教会・僧侶及び教会付属学校との関係について概観して来た。ここでさらにみておかなければならないことは、この宗務院の管轄下の教会付属学校と教育省管轄の初等学校（「教区学校」）との関係である。この関係について法制度上の規定はない。しかし、先にみた1836年の「規則」が制定される際に、教育省はこの「規則」で規定されるところの学校に対して以下のような見解を示していた。それは、この学校が本来ならば、一般法、つまり1828年の「大学管下ギムナジア及び諸学令」において規定されているところの「教区学校」であり、教育省の地方行政機関であるところの「定員内視学」に従属すべき学校であるが、「かかる場合に政府によって追求されている特別の目的」を考慮して、同規則の実施にあたっては、宗務監督庁から教育省の側に学校の資料を毎年提出するだけでよいというものであった¹⁷⁾。教育省は、当時村落学校を管轄にほとんどおさめておらず、また、これを統轄する政策上の見通しをもっていなかった。教育省は、この「規則」に基づく学校が農村への正教の普及を課題とした宗教政策上の「特別の目的」を有したものと判断し、自らはこれに干渉しないとの見解を示したのである。この結果、教育省と宗務院の各々の初等レベルの学校は、1860年代まで、制度上もまた、政策上も何の相互の関連をもたずに存在していたのである。

注

- 1) 高橋保行、『ギリシア正教』、講談社学術文庫、1980年、141—143ページ、及び以下を参照、Ерошкин. Н. П., История государственных учреждений дореволюционной России, изд. третье, М., 1983, стр. 77-78.
- 2) Церковь в истории России, ответ, ред. Смирнов, Н. А., М., 1967, стр. 213.
- 3) Там же, стр. 206.
- 4) Там же, стр. 211-212.
- 5) 宗務監督庁（Духовное ведомство）とは、宗教行政機関の総称であり、これと並んで、教育省の諸行政機関は、学務官庁（Учебное ведомство）と総称された。
- 6) Там же, стр. 209.
- 7) Там же, стр. 208.
- 8) Грекулов, Е. Ф., Церковь, самодержавие, народ, М., 1969, стр. 3.
- 9) Там же.
- 10) 拙稿、「ロシア農奴解放期における村落学校制度の再編と『国民学校』」、『北海道大学教育学部紀要』第42号、1983年3月、46—47ページ参照。
- 11) Малиновский, Н. П. "Очерки по истории начальной школы", «Русская школа», 1912, №. 10, стр. 103.
- 12) Там же, стр. 102-103.
- 13) Там же, стр. 103.
- 14) Аннин, П. А., Свод главнейших законоположений и распоряжений о начальных училищах и учительских семинариях, ч. 1, СПб., 1890, изд. третье, дополненное, стр. 153.
- 15) Журнал министерства народного просвещения (в след. ЖМНП), 1862, №. 2, отд. IV, стр. 83-84.
- 16) Чарнолуский, В. И., "Начальное образование в первой половине XIX столетия", История

России в XIX веке, том IV, СПб., б/г., стр. 122. 1857年には例えば、モスクワ、ヤロスラーヴリ、サマール、ミンスク、シンピールスクなど教会付属学校が1校も存在しなかった管区があった（Малиновский, Н. П., “Очерки по истории начальной школы”, 《Русская школа》, 1912, №. 11, стр. 67）。このことは、1830—40年代に開始された宗務院の政策の遂行が各管区の判断に委ねられ、この頃には統一的な政策が途絶えていたことを意味するだろう。

17) Чернолуский, В. И., указ. статья, стр. 110.

第2節 農奴解放期における教会付属学校の「普及」策

農奴解放前の1850年代後半に、教会付属学校が減少する傾向にあったことについては既に触れたとおりである。しかし、各省庁が、農奴解放を直前に控えた1850年代の末に、再び農村への初等学校の普及策を強力に推し進めるようになる頃には、宗務院も教会付属学校の停滞状況の打開にとりかかることになる¹⁾。

宗務院総長ウルソフ（Урусов）公は、1860年9月に、宗務院に対して次のような提案をしている。第1に、すべての正教管区の主教には、「特に熱心に村落や都市の初歩的学校での教授に従事し、成功を収めている僧侶身分の者、あるいは、自分のところに学校を設けている僧侶身分の者を確認すること」を義務づけること、そして、第2に、これらの者の活動を「彼らを称賛するためにではなく他への模範となるように」宗務定期刊行物上に掲載し、その活動が「宗務監督庁に対し、僧侶資格の者が国民教育の事業に関与するという公正な見解に対する根拠を与えるべき」ものとなることを求めた²⁾。各管区での教会付属学校に関する政策にバラつきが出て来ていたことについては既に述べたが、教会外でもこのことを反映して僧侶の「国民教育」に関する関与のあり方について当然議論となった。ツァーリ政府としては、農奴解放を目前に控えて、このような状況の打開のため、この政策の立て直しを必要としたであろう。

9月17日、宗務院は、総長ウルソフ公の提案を受け入れ、各管区の主教に対し、教育に従事している僧侶身分の者に関する資料収集の確認と、そこで特に「熱心に」しかも「成功を収めている」者に関する資料を作成し宗務院の方へ提出することを求める決定を行っている。その際、宗務院は、1836年の宗務院令つまり我々が既にみた「規則」の再度の確認を求めており、各主教に、同令に関する必要な文書の送付について、確認をとることも決定していた³⁾。その後、宗務院では1860年の末までに、同院が作成した初等読本の相当数の目録を全管区にわたって送付することを決めていた。その目録には、教会語と世俗語に関するもの以外に、朝夕の祈とう書、簡易聖史、教理問答、簡易倫理、数表、九九表などが含まれていた⁴⁾。

宗務院の以上のような政策の方向は、さらに農民運動が急激な高まりをみせる農奴解放令公布（1861年3月）以降、ツァーリ自身のこれに関する再確認によって促進される。宗務院では、先に述べたように、1860年秋から各管区の僧侶の学校事業に関する資料を集めていたが、4月12日には、以上の経過の詳細と特にその事業の進展を示すヴォログダ県の資料を付して、宗務院総長のツァーリへの上奏報告の形で報告することを決定している⁵⁾。宗務院の資料では、ヴォログダ管区の教会付属学校は、1861年春に56校（生徒数3,162人）となっていたが⁶⁾、その数は今なお僧侶の学校事業が十分な展開をみない段階にあって注目すべきものであった。また、同県の県知事の上奏報告では、この県の僧侶の事業について、資金の不足にもかかわらず、「地方僧侶が農民への強力な奉仕活動」として学校事業を展開してたという⁷⁾。このヴォログダ管区での僧侶の活動について、7月4日の大臣委員会で報告された際、ツァーリは、「この事業の成功について、

そして、その他の管区についても、毎月朕のもとに報告すること」を宗務院に命じたのであった⁸⁾。

このツァーリの命令が宗務院を通じて各管区の教会・司祭に達し、その急激な「効果」をみせるのは、学校が開かれる秋以降、つまり、1861年の秋以降、1862年の春にかけてである。宗務院のもとで集計された教会付属学校数は、1861年10月1日に、42管区で11,902校(生徒数、190,466人)であったが、1862年4月に、46管区で20,148校(生徒数、345,375人)となった⁹⁾。先にみたように教会・司祭の数は約37,000であったから、短期間のうちに、3割から5割以上の教会にこの措置が「徹底」したと判断しなければならない。ツァーリと教会・僧侶との関係からすれば、僧侶の学校事業の「成功」についての「報告」が求められた際に、これに対する僧侶の行動がそれ以前の学校の現実の状態を正確に反映するものにはならなかったことは容易に想像される。この時期の「現実」の教会付属学校数を正確に規定することは難しいが、これに関するいくつかの判断材料を示しておく。教育省では、いくつかの県の村落部の学校に関する独自の調査を行っており、そのうちのひとつ、1862年中の教会付属学校についての統計で、ひとつの学校が二重三重に加算されていたり、実際にはない学校もその統計では計算されている事実を指摘している¹⁰⁾。また、内務省も、1863年6月13日の回章で、県知事のもとにある統計資料と宗務院が公表しているところの統計との照合を求めているが、その結果、例えば、カルーガ県では、宗務院統計、397校に対し、県調査216校であり、2倍近い開きがあった¹¹⁾。

さて、1861年の夏以降1862年春までの以上のような教会付属学校の「普及」策の展開過程において、政府上層による初等教育政策の重要なエポックをさらに指定しなければならない。そこにおいて、初等学校(政策)全体におけるこの教会付属学校の位置がツァーリによって確定されるのである。

注

- 1) 前掲拙稿、63—64ページ参照。
- 2) 《ЖМНП》, 1862, № 2, отд. IV, стр. 84.
- 3) Там же.
- 4) Там же.
- 5) Там же, стр. 85.
- 6) Малиновский, Н. П., указ. статья, 《Русская школа》, 1912, № 11, стр. 67.
- 7) 《ЖМНП》, 1862, № 2, отд. IV, стр. 84.
- 8) Там же, стр. 85.
- 9) Малиновский, Н. П., указ. статья, стр. 68.
- 10) 《ЖМНП》, 1863, № 1, отд. III, стр. 155-157.
- 11) Малиновский, Н. П., указ. статья, там же.

第3節 1862年1月18日付最高命令「国民学校の所属について」

1862年1月18日、この日の大臣委員会において、ツァーリは初等学校政策全体に関わる3つの重要な決定を下す。その一つは、西部諸県での「国民学校」の建設に着手するため、教育省と内務省の両省は協議に入ることであり、二つ目には、「国民学校」をめぐる僧侶、宗務監督庁と教育省の各々の任務を規定し両者の協力を求めたこと、そして三つ目に、教育省学術委員会と特別委員会が各々作成した二つの法案を再度検討することを求めたことである。

まず、第三の点に関わって、簡単に述べておこう。この二つの法案とは、学術委員会が作成し

1860年3月に公表した「教育省管下初等及び中等学校令法案」を大幅に修正し改訂したところの法案「教育省一般教育施設令法案」と、各省の代表者によって構成された特別委員会が作成した「国民学校建設一般計画案」（以下、「計画案」）である¹⁾。これらは、既に1861年の末までには完成していた。しかし、同年の12月に、教育大臣は、プチャーチン（Путьятин, E. B., 在任, 1861年6月—12月）からゴローヴニン（Головин, A. B., 在任, 1861年12月—1866年4月）に交替する。1860年代の教育省の学制改革は、このゴローヴニンのもとで行なわれることになったのだが、彼の要請に従って、先の二つの法案が再度検討されることになった。本論文でこれらの法案の内容に立入って明らかにする余裕がないが、1862年1月末に、これらの法案と他方で進められていた大学改革法案とをまとめて再検討する必要性について、政府は、これらのすべての法案が、「異なった状況の影響のもと種々の委員会によって作成され、従って、そこには組織的な連関がない」との説明をしていた²⁾。こうして教育省では先の二つの法案の再検討に入るのであるが、以上の経過とは別に、教育省にとってはやっかいな問題が生じていた。その問題とは、先の「計画案」に対する宗務院の強い反対に端を発するものであった。

1861年11月10日、宗務院はこの「計画案」に対して以下の二点を主張した。第1に、「計画案」に僧侶設立の学校を含まないこと、第2に、国民教育事業を教育省の下に集中することには反対である、逆に「僧侶にこそ、初歩的国民学校での然るべき法的優先権を与えるべきである」こと³⁾。第1点は宗務院の側からの当然の主張であろう。それは60年代以前の経過からして明らかである。ただし、この点の主張は、教育大臣ゴローヴニンが答えたように、宗務院の「誤解」に基づくもので⁴⁾、この「計画案」には、教会付属学校は含まれていなかった。問題は、宗務院の主張する第2の点にあった。

ここで宗務院が反対している「国民教育事業を教育省の下に集中すること」とは、「計画案」を作成した特別委員会が、方針として確認した点に関するものであった。すなわち、特別委員会は、「国民学校」の設立計画を農民身分の統合の展開に対応させて、農奴解放前に国有財産省と皇室領庁が各々管轄してきた国有地や皇室領の村落学校、並びに、形式的には教育省が管轄してきた地主地の村落学校、そして、教育省が独自に管轄して来た都市部の初等学校とを、将来、教育省のもとに統合することを方針として確認していた⁵⁾。つまり、世俗諸官庁の初等学校を教育省の統一的管轄下におく方向を確認していたのである。宗務院はこれに反対したのである。同院の主張が、先にみたように、ツァーリによって促進されることになった僧侶、宗務院の「国民教育事業」への「活発」な関与に基づくものであったことは間違いない。「僧侶にこそ、初歩的国民学校での然るべき法的優先権を与えるべき」という主張も、農村教員の絶対的不足という現状からすれば、教育省を含めて世俗官庁はこれを完全に否定することはできなかった。しかし、これを認めることは、それまでの「国民学校」設立計画の方針を、そして、これを目指して展開しているところの「予備的措置⁶⁾」をもくずすことになる。

以上のような矛盾の根源は解放前の農奴制及びこれを基礎とするツァーリズムの体制にあったが、農奴解放期に入って、宗務院・僧侶と教育省の初等学校政策における各々の任務、分限を確定する必要が生じて来ていた。ツァーリによるその裁定は、しかし、単に以上のような経過における問題を解決するためというよりは、この解決が急務であるような別の事態に対応するためのものであった。それは本節の冒頭で触れた第1の点に関するものであった。

ツァーリは、1月18日の大臣委員会の席上、現在の西部諸県の動向からみて国民学校に関する一般規定案の最終的な作成をこれ以上待つことはできないとして、教育省と内務省の協議を経て、

表1 1863年ロシア49県宗派別人口※

正 教 徒	51,117,971人
ラスコーリニック（分離派）	801,745人
アルメニア・グレゴリウス派	34,683人
ローマ・カトリック教徒	2,840,703人
プロテスタント	2,083,152人
ユダヤ教徒	1,631,766人
マホメット教徒	2,091,861人
偶像崇拝派	200,284人

表2 1863年ロシア49県地域別カトリック教徒人口※

北 西 部 諸 県	2,137,991人
南 西 部 諸 県	475,936人
西 部 諸 県 全 体	2,613,927人
そ の 他 40 県	226,776人

※表1は、以下を典拠に作成。Статистический
временник Российской Империй, 1866, СПб.,
стр. 34-37.

※表2は、以下を典拠に作成。Там же, стр. 35.

この地方での「国民学校」の建設に着手することを求めた⁷⁾。この「国民学校」建設への着手の意味についてみる前に、ロシア帝国におけるこの西部諸県の地理的、政治的及び文化的な位置について、若干立ち入ってみておく必要がある。

西部諸県とは、ロシアの中央諸県、例えばモスクワ県などからすれば西側のポーランドなど現在の東欧諸国と接する位置にある。この地域は、18世紀末のいわゆる「ポーランド分割」以降、ポーランドとともにロシア領となったところで⁸⁾、ヴィルノ、コヴノ、グロドノ、ミンスク、モギリョーフ及びヴィーテプスクの6県（北西諸県）とキーエフ、ヴォルイニ、ポドリスキの3県（南西諸県）を総称して西部諸県と呼ばれていた（次ページ地図を参照）。

この地域は、この地の住民の宗教によってまず特ちょうづけられる。それは、過去にポーランド領であった歴史的経緯から説明され得ることであるが、ロシアのカトリック教徒のほとんどがこの西部諸県9県に集中して存在していたことである。1863年のロシアの総人口（49県）に占めるカトリックの教徒の割合は、4.7%（総人口60,909,309人に対し2,840,703人）程のものであるが、しかし、そのカトリック教徒の実に92.0%（2,840,703人に対し2,613,927人）が西部諸県に在住していたのである（表1、表2を参照）。

以上のような信仰の性格の問題と並んで、この地域を特ちょうづける第二の点は、この地域の身分構成上の問題である。それは、この地域の支配・上層身分である貴族地主数の多さとその民族的性格である。1866年の世襲貴族数でみると、全国（49県）の世襲貴族、677,417人のうち、実に6割近く（399,695人）がこの西部9県に集中しているのである⁹⁾。これらの貴族の多くは、政治的にも文化的にもポーランドの影響を強く受けた者たちであり、信仰も多くはカトリック教を信奉していた。これらの貴族は、ロシア政府の側からは、「ポーランド貴族」と呼ばれ、「ロシア貴族」とは明確に区別された。ただし、その「ポーランド貴族」のうちには、西部諸県に古くから在住している、例えばベロロシア人が含まれていたようであるが、「ベロロシア貴族」というような区分は存在せず、彼らがカトリック教徒であることをもって、政府は、この「ポーランド貴族」のうちに含めていた¹⁰⁾。

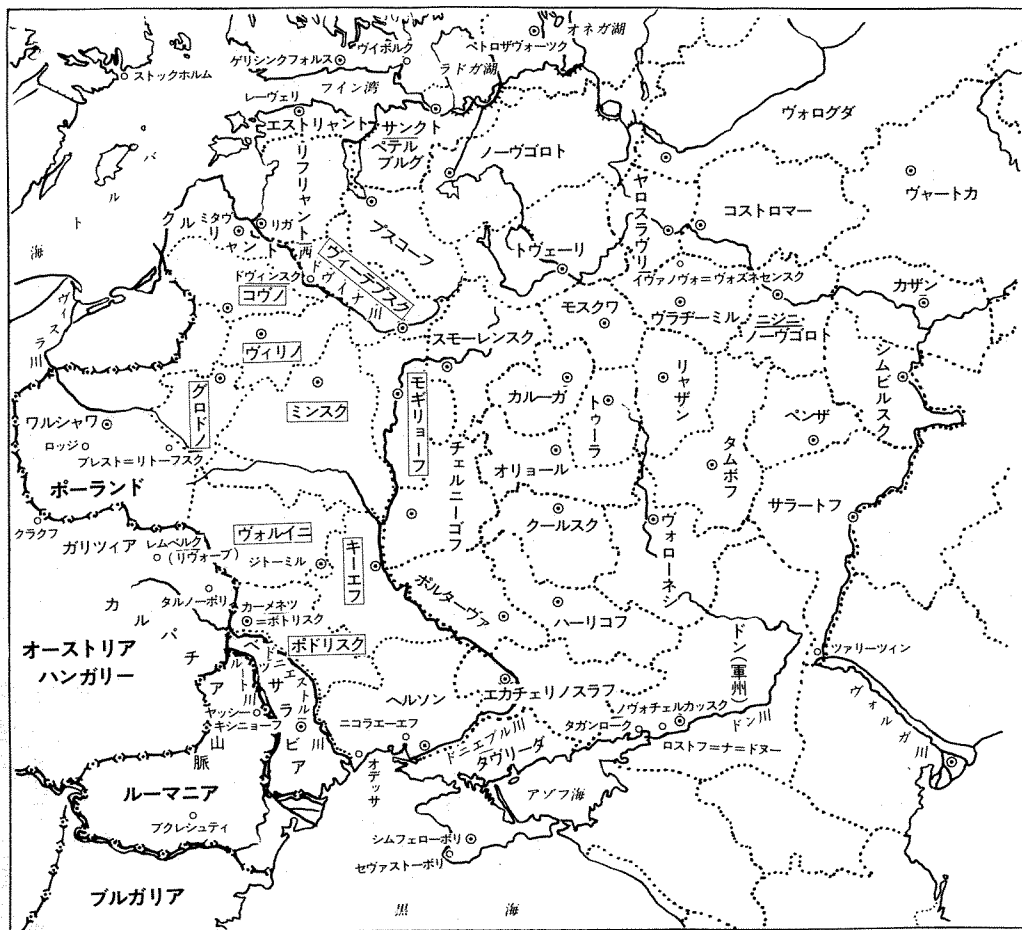
以上のように、住民（＝農民）の宗派・民族的な性格とこの地域の上層身分、貴族の特異な性

表3 1861年～1866年、農民蜂起件数及び全件数に占める西部諸県での件数の占める割合※

	1861	1862	1863	1864	1865	1866
西 部 9 県(A)	140	262	241	55	23	15
全ロシア56県(B)	519	844	509	156	135	91
A/B×100%	86.9(%)	31.0(%)	47.3(%)	35.2(%)	17.3(%)	16.5(%)

※表3は、以下を典拠に作成。Крестьянское движение в России в 1861-1869 гг., под ред. Иванова, Л. М., М., 1964, стр. 798-800.

1860年代のヨーロッパロシア



西部諸県（キーエフ市周辺を除き1762年までポーランド領）

-◇-◇- 18世紀末以降のロシア領の境界線

左の地図は以下を典拠に作成 Атлас истории СССР, часть II, для средней школы, под общей ред. К. В. Базилевича и др., М., 1949, стр. 4, стр. 9; 江口朴郎編, ロシア革命の研究, 中央公論社, 1968年, 巻末付録地図

格とが、この西部諸県を特ちょうづけていた。

農奴解放後における農民運動は、この西部諸県でその激しさを増していく（表3参照）が、その激化は、「ポーランド貴族」との結びつき、つまり、民族解放運動との結びつきを強める傾向を見せており、政府は早くからこれを警戒していた。事実、「ポーランド貴族」によって、農民の間で、ポーランド語の学習を組織することが行なわれており¹¹⁾、政府の側からすれば、ポーランドの、そして、これと不可分の関係にあるカトリックの要素をいかに阻止するかが問題となってきたのである。

詳しくは次章にみるが、西部諸県での「国民学校」政策について、教育省は当時（1865年）次のように述べていた。「この時期〔1862年から1864年、筆者註〕に政府が特に配慮したのは〔北〕西部及び南西部諸県の国民の教育であった。……（中略）……帝国のこれらの地域の国民教育にロシア的傾向を与え、ポーランドやカトリックのプロパガンダの影響から解放するために、1862年1月18日の最高命令によって、教育省に内務省との協議の開始を許された。それは、西部諸県における国民学校の一刻の猶予も許さない建設に関するものであった」（『教育省及び省所属諸機関事業概要、1862年1863年及び1864年¹²⁾』）。ここにいう「ロシア的傾向」はロシア正教であり、これを浸透するために、僧侶・教会が、そして、教会付属学校が重要な意義をもって登場して来たのであった。以下にみる教育省と宗務院・僧侶の初等学校政策における各々の任務、分限についてのツァーリの裁定は、ポーランド（1863年1月に大規模な蜂起が発生する）に隣接する西部諸県での「国民学校」の普及という切迫した政策課題の遂行のためにぜひとも必要なものであったのである。

西部諸県での「国民学校」設立への着手を命じたその同日（1月18日）に、ツァーリは、以下のような最高命令「国民学校の所属について」を下す。

「皇帝陛下は、大臣委員会での教育省行政上奏報告に関し、国民学校がどの管轄に存すべきかという問題について以下のごとく最高命令を下された、

- 1) 僧侶身分によって、現在設立されている国民学校は、僧侶の管理下に置き、同時に、教育省は、それらの改善に向けて可能な限りの協力を行うものとする。
- 2) 当該官庁の同意を得て、教育省の管轄下にも置かれるべき、国民学校を全帝国において設立することを、教育省の任務とする、その際に、教育省は、僧侶の協力を、同省が必要と認め、かつ、僧侶が協力することを可能と見なすあらゆる機会を通じて、受けるべきである¹³⁾。」

ツァーリは、第1項での僧侶の「国民学校」と第2項での教育省の「国民学校」とが、今後同時に並行して存在することを確認、裁定し、両者の「協力」を命じた。第1項と第2項の各々についていえば、まず第1項は、1860年秋より進められて来た宗務院の教会付属学校に関する政策の展開を追認したものであったし、第2項は、今のところとくに財政問題との絡みで各省庁の管轄下にある村落学校と教育省の都市部の初等学校とに関する政策の展開と、これを背景として構想された「計画案」の将来的実施を教育省に委任している現状とを追認したものであった。

とはいえ、この最高命令は、1861年以前の両者の関係を微妙に変えた。これまで両者は互いに関連をもたず各々独自に展開することが許されて来た。しかし、ここでは、両者は、「国民学校」という同じ制度的な枠組のうちに据えられ、両者の「協力」関係が規定されたのである。このことは、教会付属学校の歴史にそくしていえば、教会・僧侶の任務として位置づけられ、宗教教育

を主眼とする教会付属学校を今や、ツァーリの下「国民学校」(＝初等学校)とすることを意味した。

こうして、近代への一転期であるこの農奴解放期に、ロシアの教会付属学校は、ツァーリズムの初等教育政策のうちに組み込まれ、ますます、その体制内において、これに奉仕するという性格を強めていくものとなった。この最高命令に基づく1860年代前半の「国民学校」政策は、次章にみるようにそれ程スムーズに展開したわけではないが、この最高命令は20世紀の初頭(1917年の二月革命前)まで効力を有し続けることになる。つまり、初等国民教育を教育省と宗務院のいわば二つの省によって管轄していくという政策は、農奴解放前のツァーリズムの体制下の異なる政策的立場づけを起源としつつも、この1860年代において確定したものであった。

注

- 1) 「計画案」の性格と内容については、前掲拙稿、57—61ページ参照。
- 2) 《ЖМНП》, 1862, № 2, отд. I, стр. 21.
- 3) Рождественский, С. В., Исторический обзор деятельности министерства народного просвещения, СПб., 1902, стр. 371; Малиновский, Н. П., указ. статья, стр. 69.
- 4) Рождественский, С. В., указ. соч., стр. 445.
- 5) 前掲拙稿、57—60ページ参照。
- 6) 同、60—61ページ参照。
- 7) Там же, стр. 466—467.
- 8) この西部諸県をめぐるロシアとポーランドの関係は、さらに古い歴史をもっている。これについては、以下を参照。
荒武鉄郎、「デカブリストの民族観—白ロシア・リトヴァ・ウフライナ問題を中心に」、『西洋史学』, LXXXVIII, 1972, 26—27ページ。
- 9) Статистический временник Российской Империи, изд. Центрального статистического комитета МВД, 1866, СПб., стр. 40. 1858年の統計でもほぼ同様の比率が算出されている。これについては以下を見よ。Самбук, С. М., Политика царизма в Белоруссии во второй половине XIX века, Минск, 1980, стр. 13.
- 10) サムブークによれば、政府は例えばペロロシア人などの民族を認めようとせず、宗派の違いによって、カトリック教徒の貴族を「ポーランド」人、正教徒の貴族を「ロシア」人と判別した(Там же, стр. 13)。こうした区分に基づいた「ポーランド」貴族地主層は、ヴィーテプスク県を除く西部諸県の貴族地主層の支配的な部分となっていた(表4——前掲荒武論文、29ページより作成——参照)。

表4 1850年代末西部諸県地主層に占める「ポーランド人」地主の割合

キーエフ県	87%	グロドノ県	85%
ポドリスク県	89%	ミンスク県	94%
ウオルイニ県	93%	ヴィーテプスク県	38%
ヴィルノ県	95%	モギリョーフ県	72%
コヴノ県	78%		

- 11) 後に検討するが、このような事態について、既に1861年3月にヴィルノ総督ナジモフ(Назимов, В. И.)がツァーリに報告している。
- 12) Обзор деятельности Министерства народного просвещения и подведомственных ему учреждений в 1862, 1863 и 1864 гг., СПб., 1865, стр. 222.
- 13) 《ЖМНП》, 1862, № 1, отд. I, стр. 4.

第2章 西部諸県における教会・教会付属学校と「国民学校」

ロシア帝国における西部諸県の位置とそこでの「国民学校」の意義づけについては、前節で若干触れた。本章では、この地域の初等学校に関して1862年1月18日以降展開された具体的な政策の過程を検討する。その過程は、1862年1月18日の最高命令で方向づけられた「国民学校」をめぐる教育省と僧侶・教会との関係が、それ以前の初等教育政策展開のイニシアティブのあり方を前提としながら、北西諸県と南西諸県の、その地方の特殊な条件のもとで、具体的に規定されていく過程である。

第1節 北西部諸県における「国民学校」の意義と教会・僧侶

1862年1月18日以前に、この北西部諸県では、内務省と教育省の両省の地方機関による初等学校政策の方針は既に固められていた。ヴィルノ総督ナジーモフとヴィルノ学区総監シリンスキー・シフマートフ(Ширинский-Шихматов, А. П.)の両者によって、農奴解放令の公布後の状況に対応した方針が練られていた。

既に1861年3月にナジーモフは、ミンスク県をはじめ他の西部諸県の村落において、この地の貴族・地主が全域にわたって学校を開設し、そこに農民を引きつけ正教住民の間にポーランド語の読み書きを普めているとの報告をしている。その報告によれば、その学校の教員となっているのは「ポーランド出身」貴族であった。また、他方で、カトリック教の司教や僧侶も教会を利用し学校開設に活発に動き回っているということであり、さらにこの事業には、「ポーランド人官吏、つまりポーランド貴族出の農事調停官やカトリック教徒の郷長や村長」が関与しているとのことであった¹⁾。官側の史家ミロヴィードフは、彼らナジーモフとシフマートフの「反撃」がなければ、これらの動きがかなりの成功を収めることになったであろうと述べている²⁾。彼らはこの北西部諸県では、正教信仰の教員によるロシア語学校のみを全域的に普及することが必要であると考えていた。シフマートフは、この学校の課題を次のように設定していた。「子弟にロシア語を学ばせるためばかりでなく、また、彼らを知的にも道徳的にも発達させ、彼らによって奉ぜられるであろう信仰(正教信仰)と彼らが属すところのロシアの国民性への愛着の念を喚起させこれを確固たるものとする³⁾」とあるところにある。彼はこのような見解を直接、私的な報告書によってツァーリに伝えていた。1862年1月18日のツァーリの最高命令、西部諸県での国民学校の建設のため、教育省と内務省が協議に入るようにという命令は、この経過から生まれて来たものであった。

この最高命令が出されて間もなく、この北西部諸県での「国民学校」の建設のために、国庫から一時金10,000ルーブルが割り当てられた⁴⁾。その際に西部委員会⁵⁾は教育省に対し、僧侶によって開設された学校かあるいは僧侶の協力を得ている学校かそのいずれかに限って、つまり、僧侶の関与のあるものに限って、この一時金を利用するよう指示した⁶⁾。シフマートフは、1862年2月4日に、教育大臣ゴローヴニンにあて、グロドノとミンスクを中心にヴィルノ学区全体に可能な限り学校を建設することが必要であると文書で訴えていたが⁷⁾、その後の2ヶ月間に、101校が「新設」されることとなった⁸⁾。そのうち、67校(グロド県50校、ミンスク県17校)は、それ以前に僧侶によって開設されていたものであった。10,000ルーブルはこれらの学校の維持費に利用された(1862年中は、基本的にこれらの学校の維持、存続にとどまった。1862年末までに新設14校が加わったに過ぎなかった⁹⁾)。

ミロヴィードフによれば、ここでの「国民学校」の建設、維持は、「世俗官庁」と「宗務権力」の協力を得て¹⁰⁾、つまり、内務省とこの地方の宗務監督庁、僧侶の協力を得て、進められたのであり、僧侶によって設立された教会付属学校を「国民学校」に変換する際に南西部諸県で生じたような宗務監督庁と学区総監との間の「対立」（これは後にみる）は起こらなかった。この北西部諸県では、教会付属学校の一部を教育省管轄の「国民学校」へと転換しつつ、そこへの補助を先の資金でまかなう方策がとられ、これに宗務監督庁の側が合意を与えていたものと思われる。そして、残りの教会付属学校はそのまま宗務監督庁、僧侶の手のもとに置かれていた。ここでは、1862年の1月18日の最高命令「国民学校の所属について」に基づく教会付属学校と教育省の「国民学校」との「共存」関係が成立した。

しかし、その一方で、初等学校の設立をめぐる内務省筋の農事調停官と僧侶との間の矛盾¹¹⁾が現われていた。つまり、その土地のカトリック教徒である「ポーランド貴族」出の農事調停官と正教僧侶との学校建設上の対立が現われていた。この西部諸県一帯での「世俗学校」と「教会学校」の対立は、このように複雑な様相を帯びていた。

このような問題が生じて来る背景には、ここでの政策をその制度的基礎を欠いたまま展開させねばならなかった事情があるが、1862年末までに、この問題の解決のためにもその制度的基礎の確立を急がねばならなくなってくる。教育省が内務省の協力を得て建設するところの「国民学校」と教会付属学校の設立地域の選定の問題が生じその点につき交渉する場の必要やそれらの学校の管理のあり方を決定する必要、さらに、「国民学校」への僧侶の関与・協力のあり方を規定する必要が生じていた。

西部委員会は、1862年末にリトヴァ及びベロロシア地域での村落学校建設のための規則案を作成することを教育大臣グローヴニンに委任した。その際に、宗務院総長と内務大臣及び国有財産省大臣との合意を経て、その規則に「可能な限り、政府と正教僧侶の関与を強めつつ、他方で可能な限りポーランドの地主及びカトリック僧侶の影響力を弱める」方策を盛り込むことを求めている。同委員会の見解によれば、「正教僧侶とロシア語学校こそ、政府がポーランドの革命宣伝と闘うための最も信頼し得る支柱」であった¹²⁾。これにツァーリは、「これらの規則が遅れることなく作成されることを望む」と確認を与えた¹³⁾。教育省は、これに従い、とり急ぎ、この地域の「国民学校」に関する規則の作成にとりかかることになる。

ところで、1863年に入って遅くとも3月までの大臣委員会の席上で、教育大臣グローヴニンは、作成中の3つの規則案・法令案について、次のように説明している。第1に、北西部6県のためには、西部委員会において、特別臨時規則が作成されている、第2に、同様の規則は、キーエフ、ヴォルィニ、ポドリスキの3県、つまり南西部諸県についても作成されることが予定されている、第3に、「国民学校」に関する新規程法案は、次の学区と県に適用されることが予定されている、モスクワ、サンクトペテルブルグ（ヴィーテプスク、モギリョーフの両県を除く）、カザーン、ハリコフ、オデッサの各学区、及び、キーエフ学区のチェルニゴフとポルタヴァの両県¹⁴⁾。以上のような3区分は、1862年1月18日以降の政策展開の過程を追認するものであった。それまでは、これらの3地域、北西部諸県、南西部諸県、そして、第3の区域に一括されている諸学区、諸県（後にゼムストヴォ（地方自治会）制が施行される諸県でもある）は、区分されることなく、共通の一般法のうちに包括されることが予定されていた。1862年中の政策展開はこれを不可能にし、一般法から西部諸県の「臨時規則」が分離し、この「臨時規則」も、統一した規則として成せず、北西部諸県と南西部諸県の各々において「臨時規則」を作成しなければならなくなってい

た。南西部諸県のその運命については後に述べるが、以下にみる北西部諸県のそれは、「臨時」であることを予定されていたにもかかわらず、20世紀に入っても、その基本的骨格をそのまま維持しつつ、この地域の初等学制に関する基本法として、存続することになるのである¹⁵⁾。

1863年3月23日、「ヴィルノ、コヴノ、グロドノ、ミンスク、モギリョーフ、及び、ヴィーテプスク諸県国民学校臨時規則 (Временные правила для народных школ)」が、ツァーリの裁可を受けた。本規則は以下の全18条から成る、「国民学校管理局」及び「学校協議会」の設置、構成、任務(第1条～第9条)、学校の設立(第10条)、学校の教育課程及び教科目(第11条、第12条)、入学者規定(第13条)、神の法教員の選定(第14条)、学校への教区司祭の関与(第15条)、授業料(第16条)、教授用語(第17条)、カトリック教徒子弟の神の法教授、教員(第18条)である(論文末に全文掲載、参照のこと¹⁶⁾)。

既にみて来たように、この規則が目指す「国民学校」とは、「ポーランド貴族」やカトリック教徒の影響が正教徒のロシア農民の間に拡がることを阻止する目的のものであった。そのために、この北西部諸県の初等学校に「国民学校」のすべてにおいて、ロシア語の使用を義務づけ(第17条)、ポーランド語での学習を、さらに、「地方の方言」(民族語)での学習を排除した。また、この学校への正教僧侶の関与を積極的に位置づけた。学校を管理する「学校協議会」への地方宗務監督庁からの代表メンバーの参加、「国民学校視学官」への任用(以上第3条)、教区司祭の「国民学校」への神の法教員としての赴任(第14条)、そして、「国民学校」の「宗教・道徳的傾向全般にわたる監視」(第15条)を、僧侶身分の関与事項として規定した。神の法教員は、従来も僧侶の任務であったが、それ以外は、新たに制度化されたものであった。

ところで、この「臨時規則」の成立に際して、この地方の宗務監督庁の長の一人であるリトヴァの府主教は、教育省の要請に応じて、この地方での「国民学校」設立の事業への僧侶の関与のあり方について、次のような見解を提出していた。

「(1) 国民学校のための地域は、学区総監と当地方の猊下(主教)との合意に基づいて選定され、その後については、学校の設立はもはや総監のみの命令に従属する。

(2) 教員は、総監が任命する。宗務監督庁に属する者については、猊下の事前の同意に従って、また、その他の者については、総監自身が任命する。ただし、宗務監督庁の長には、実際に相当の理由がある場合、教員をも罷免することを要求する権限が与えられる。

(3) 国民学校の監視は、行政的な関係及び教育的な関係においては、学区に委ねられ、宗教道徳的な関係においては、宗務監督庁の長に委ねられる。このために学校は、総監及びそのものと官吏のみならず、同様に、猊下と司祭長によっても調査される。

(4) 教員には地方司祭がなり得る。ただし、司祭の任務あるいは教員の任務に支障をきたさぬように、自らの奉給で、自己の補助者を維持することができる。

(5) 司祭には、彼が教員でない場合に、教授に対する程度の監視が委任される。その同じ司祭は、神の法教員とならなければならず、自らの仕事に対する多からぬ俸給を受けとる¹⁷⁾。」

この見解の第1項から判断されることは、学校設立の任務を基本的に学区総監、つまり、教育省の側に委ねていることであり、僧侶の側からは、設立計画の時点においてのみ関与すればよいとしていることである。しかし、これは、教会付属学校の設立を含めて述べたものではなく、つまりそれを含めてその権限を教育省に委ねようとしたのではなく、教育省が国民学校の設立を実現していく際の、僧侶の協力のあり方について見解を述べたものであった。1862年1月18日付のツァーリによる最高命令に遡るなら、その第2項に基づく見解であった。この見解を踏まえて成

立した「臨時規則」には、教会付属学校あるいは僧侶によって設立される学校については規定されていない。これは、先の最高命令の第1項に忠実に、僧侶のみが管理すべき学校として、この教会付属学校を独立させ、教育省が統轄するこの「臨時規則」の「国民学校」のうちにはこれを含めなかったのである。しかし、府主教見解の第4項や第5項のように、教員および神の法教員としての任務と、第3項のように、「宗教道徳的關係」における「監視」の任務を遂行するという僧侶の「国民学校」への具体的な関与のあり方に関する、僧侶の側からの積極的な提案があってこそ、この地方の「国民学校臨時規則」が成立し得たのであった。

以上のように、政府はロシア語教育と正教僧侶を2本の支柱とする「国民学校」が正教農民の間で広く根づくことを期待した。だが同時に、この「国民学校」が他の宗派の農民の間においても影響力をもつことも期待したのであった。

本規則第13条は、「国民学校には、あらゆる身分の子弟が宗派の別なくその入学が許される」と規定している。一見、身分や宗派の差別を越えた入学者規定のように見えるがそうではない。この規定において重要なことは、学校法としてははじめてこの「臨時規則」に現われたと思われる「宗派の別なく」入学が許されたこと、つまり、この「国民学校」には、正教徒の子弟のみならずこの地方に集中して在住しているところのカトリック教徒の子弟の入学が想定されていたことである。彼らは入学後、神の法を除けば、他の者と同様、授業は必ずロシア語で受けなければならなかった。神の法だけは、その内容の理解の必要から、「その地方の方言」（民族語）で教授すること（同規則第18条）が許されたのであった。

以上の「国民学校」の課題を遂行すべくその行政にたずさわるすべての省庁及び宗務監督庁の代表者から成る学校協議会が設置される（同規則第2条）こととなった。「国民学校」の行政に関わって、相互に協力、連携する統一的な機関として構想されたものであり、そこには、国有地において村落学校を管轄していた国有財産省、農奴解放令実施機関を通じて村落学校の普及を促していた内務省そして教会付属学校を独自に管理する宗務監督庁のそれぞれの代表と教育省・学区下の新設機関である「国民学校管理官」とがその協議会を構成した。そこでは、1862年において現われたような農事調停官と正教僧侶の対立関係や南西部諸県で生じたような学区と宗務監督庁との対立関係を事前に解消することも考慮されたであろう。

さて、この臨時規則の成立後、1863年6月には、ヴィルノ総督は、ナジーモフから前国有大臣ムラヴィョーフ（Муравьев, М. Н.）へ、さらに、1864年2月には、ヴィルノ学区総監は、シフマートフからコルニーロフ（Корнилов, И. П.）へと交替したが、この内務—教育省ラインを通じての「国民学校」政策が強化されていく。

彼らは、前任者達の政策を基本的に踏襲している。ムラヴィョーフは、ヴィルノに赴任した際、国民教育の国家的意義について、ほぼシフマートフの見解に従って、「将来においてポーランド分子の住民大衆への有害な影響から免かれるためには、住民大衆にロシアの精神で、ロシアの国民性に基づき、発達し教育するための手段を与えることである¹⁸⁾」と述べていた。一方、コルニーロフは、「西部ロシアの学校は、教育的意義とは別に、重要な政治的意義を有するものでなければならない。それはこの地方の国家に敵対する分子に対抗し信仰の揺るぎない基礎と玉座と祖国への帰依のもとづき国民を教育するための道具としてある」と教育省官吏の立場から「政治的意義」を公然と認め、さらに、「国民学校は、この地を残りのロシアの地に最も強い鎖で結びつけるのであって、西部地域における安寧と秩序の最も信頼し得る礎が、また、保全がそこにある¹⁹⁾」と、ツァーリズムによる北西部諸県支配における「国民学校」の位置を明解に定義していた。

1863年から1864年にかけて、「国民学校」数は急増する。1862年の115校から、1863年に235校へ、1864年には520校へと増加する²⁰⁾。この増加は財政的な裏づけを有しており、1862年の10,000ルーブルの学校維持費に、1863年には新設分の維持費が上づみされ、20,000ルーブルが国庫から割り当てられた。また、この他、ムラヴィョーフは、この地方の「ポーランド貴族税」を利用することさえ考え、その10%、25,000ルーブルをこの地方の国民教育の強化のために支出する措置を講じていた²¹⁾。

ところで、1863年から1864年にかけての学校の急増の背景には、別の条件の変化が強く働いていた。先に正教僧侶と農事調停官の間に、学校建設をめぐる対立が生じていたことについて述べたが、この矛盾は、1863年3月以降消滅する方向にあり、このことが学校の増加につながっていた。先に「臨時規則」によって設置された学校協議会がこの対立の解消の目的をも有していたことを述べたが、これとは別の変化によって、この対立の根本的解消が図られることとなった。それは、ポーランドの1月蜂起の直後の1863年の3月以降、農事調停官の総入れ替えが進められたことによるものであった。この地方での農事調停官は、従来「ポーランド出身」貴族・地主によって占められていたが、これ以降、ロシアの他の地域の諸県から派遣されて来たロシア人調停官にとって代わられることとなったのである²²⁾。そしてほぼ同時に、郷長の大半も交替させられ²³⁾、こうして、農奴解放令実施機関と農村行政機関から、「ポーランド分子」、「カトリック教徒」が排除されていくのである。こうして、この北西部諸県での「国民学校」政策の展開にとっての大きな障害はほとんどなくなり、比較的安定した政策の展開が進むようになるのである。

注

- 1) Миловидов, А., "Деятельность гр. М. Н. Муравьева по народному просвещению в север-западном крае (1863-1865 гг.)", 《ЖМНП》, 1905, № 6, стр. 61-62. 農事調停官を通じての村落諸団体による学校開設は、農奴解放令の公布後、多くの場合、1861年の秋以降、内務省の政策として展開されていく。詳しくは、前掲拙稿、65—66ページ参照。
- 2) Там же, стр. 62.
- 3) Там же.
- 4) 南西部諸県に関しても同様の財政措置がとられた (Указ. соч., Обзор деятельности министерства народного просвещения..., стр. 222.)
- 5) 1862年にポーランドの蜂起の影響を阻止するための措置を実施するために政府内に設けられた特別機関 Ерошкин, Н. П., указ. соч., стр. 199.)。
- 6) Рождественский, С. В., указ. соч., стр. 467.
- 7) Кириллов, М. К., "Начальная школа Белоруссии во второй половине XIX в. и начале XX в. (1860-1907)", 《Известия Академии Педагогических Наук РСФСР》, вып. 131, М., 1964, стр. 13.
- 8) Там же.
- 9) Миловидов, А., указ. статья, стр. 62.
- 10) Там же.
- 11) Там же, стр. 75.
- 12) Рождественский, С. В., указ. соч., стр. 463.
- 13) Там же.
- 14) Там же, стр. 446. このうちの第3の新規法案を基礎に、1864年初等国民学校規程の最終的成立が目指される。
- 15) 例えば、1910年の『ロシア帝国法令集成』（非公式版）、第11巻第1部第3533条より、3549条が、この地域の「国民学校」に関する規則として規定している (Свод законов Российской Империи, Том 11, М., 1910, сталб. 556-558.)

- 16) 《ЖМНП》, 1863, № 4, отд. I, стр. 29-32. 本論文では検討する余裕はないが, 1864年初等国民学校規程と基本的に同じ内容の諸条項がこの「規則」に見い出せる。例えば, 協議会に関する条項や学校設立における政府や地方団体の関与のあり方, 教科目の規定などがそうである。これらの関連, そしてその意味についての検討は別の機会にゆずる。
- 17) Малиновский, Н. П., указ. статья, стр. 71-72.
- 18) Миловидов, А., указ. статья, стр. 65.
- 19) Там же, стр. 66-67.
- 20) Там же, стр. 67.
- 21) Там же.
- 22) П. А. Зайончковский, 前掲書, 235ページ。
- 23) 同書, 236ページ。

第2節 南西部諸県における教会付属学校と「国民学校」

1860年の秋頃から1861年の農奴解放令の公布以降の時期にかけて, ツァーリの承認のもとに宗務院・教会が教会付属学校の, あるいは僧侶によって設立される学校の普及を目指すようになっていたこと, そして, この延長線上で, 1862年1月18日の最高命令は「国民学校」として僧侶によって設立された学校を今後も僧侶の管理のもとにおくことを確認したことについては, 既にみて来たところである。このような僧侶の国民教育への関与が進展するなかで, 特に「多くの管区の僧侶の先頭に立っていた」のは, キーエフ管区の僧侶であった¹⁾。

キーエフ管区では, 既に1859年頃から, それ以前の学校事業を基盤としつつ, 僧侶が, 国民教育への強力な介入を行っていた。ここでも, 北西部諸県と同様, 「ポーランド貴族」とカトリック教への対抗の必要からと思われるが, 僧侶はキーエフ総督ヴァシーリチコフ(Васильчиков; И. И.)の協力を得て国民教育事業への関与を強めていた。この僧侶の関与は, 最初はキーエフ管区においてのみであったが, 後に, ポドリスク, ヴォルニニへとその活動の範囲を拡げていた²⁾。宗務院の統計によれば, 1862年3月1日までに, キーエフ管区に1,361校, ポドリスク管区で, 1,257校, ヴォルニニ管区で1,230校に達していた。他の管区で1,000校の学校を有する管区はこれらを除けば一管区のみであった。この三管区合計3,488校で, 全体(48管区)の全学校数20,600校に比しても, この地域での急激な「普及」が窺える³⁾。この数の正確さは, ともかくとして, 他の管区に比らば相対的に, これらの南西部諸県の管区の特にキーエフの僧侶が自らの功績を誇示できる位置にあったことは, 十分推測される。実際, 初等学校への僧侶の関与あるいはその独占に関する主張の強さにおいて, キーエフ僧侶は際だった位置にあった。

既に述べたように1862年1月18日以降, 北西部諸県においてそうであったように, ここでも国庫から10,000ルーブルの一時金が割り当てられた。教育省は, 1862年3月23日付の, キーエフ学区総監との往復書簡のなかで, 僧侶が設立する学校と「本来」(教育省)の学校とを区別しながら以下のように述べていた。「自らの家で子どもを教育するという僧侶に与えられた特典を行使し, 有益なる成果をいくつか挙げていることは否定できない」が, にもかかわらず, 「いかに正教の司祭が熱心であろうともかかる形態は教授に必要なあらゆるものを備えた本来の学校の設立の方法によって達成されるところの成功, 成果というものには及ばないだろう⁴⁾」と。教育省では, 北西部諸県において展開したような形で, つまり, 教育省管轄の「国民学校」を中心にした「国民学校」普及策の展開を, この南西部諸県においても, 想定していたようである。そこでは, 僧侶設立の学校の「国民学校」への転換と教育省を通じてのこの「国民学校」への財政補助を予定

していた。しかし、これは、十分に展開しなかった。

キーエフ学区総監は、教育大臣にあてた10月30日付の文書のなかで次のように僧侶の側からの対応について述べている。「全く嘆かわしく残念なことに、私の仕事の最初の数歩において、好意的でないことに出あった、はっきりいって妨害に出あった。私は新設の学校の崇高なる道徳的目的に関心を払い、かつ、最も積極的で我々に友好的な協力を、つまり、宗務監督庁の側からの協力を当然にも期待したのだが……⁵⁾」と。ここで述べていることは、キーエフの府主教の側が当時、地方の教区司祭を神の法教員として「国民学校」へ赴むかせることを拒んでいた事実を指していた⁶⁾。おそらく、キーエフの府主教は、僧侶の教会付属学校をほとんど唯一の国民教育事業として、その僧侶による独占を主張していたものと思われる。学区総監の側からその後何度か「国民学校」への僧侶の協力やその管理に関する規則案が提示されるが府主教側はこれを一貫して拒否し続けた。

キーエフの府主教は、前節でみたリトヴァの府主教見解にも同意せずに、その後起こっていた事態、つまり、学区総監のもとで地方教育行政機関が、教会付属学校を強引に「国民学校」に転換しようとしている事態に触れ、学区総監を強い調子で批判した。「あらゆる国民学校は、正教管区監督局の記録に明らかなように、一例を除けば、新らたに開設されておらず、一方過去に教会付属学校であったものが改められ、正教監督庁の長の同意を経ないまま、また、地方の教区の許可もなしに、省の学校へと改名されただけのものである。そこには、これを管理している者達の少なからぬ寄附や労働があったのである。これは、1862年1月18日付の最高命令に反するものである。そしてもし、これらの学校がその時点から、貴下〔学区総監——筆者〕の、あるいは、貴下に属する者の手元にあってその教育部門のあらゆる負担がそれらにかかるものとなり、我々の所有物でなくなったのであれば、まず、自己の新しい獲得物〔国民学校をさす——筆者〕の内的建設にとりかかるまえに、1862年1月18日の最高命令の廃止を付した、我々からの我々の所有物のかかる移譲に関する最高決定を（ツァーリに）請願し、我々に提出したらいかか⁷⁾」と。ここにみられるとおり、府主教の側は、1862年1月18日の最高命令に立ちかえて、あくまでも、その第1項にのみ従って、僧侶自らが建設した膨大な数の教会付属学校を、自らの管理のもとにおくことを主張し、これを侵食する教育省側への強い不満を現わし、両者の対立は一層激しいものになった。ここでは北西部諸県にみられるような相互援助の「共存」関係は成り立たなかった。

ところで、他の南西部諸県の、つまり、ポドリスクやヴォルィニの主教や大主教がこのキーエフ府主教と同様の姿勢をとり続けていたのかといえばそうではなかった。むしろ両者は、初等学校の管理を教育省に一括して委ねることさえ主張していた⁸⁾。ポドリスク管区主教は、以下のように述べていた。「何故に村落学校が常に教育省の管轄にも正教監督庁の管轄にも存在することを望むのか、また、それらをなぜ一方の教育省の管轄に置いてはならないのか理解し難い、二つの権力がもしそれらの考えにおいて一致しないのであれば、必要な場合に、両者の間に衝突が起こり互いに面倒を起こし、成功を遅らせることになるであろう。もしかりに、僧侶権力に村落学校の管理を許すことでそれらをキリスト教道徳のより大きな温床とし得ると考えるなら、これは到底実現不可能な願望である。というのも7歳から10歳あるいは12歳の子どもの道徳性について語ることなど全くもって奇妙なことで、本質的にはキリスト教道徳は熟年の人々のもとにおいてのみ可能なのである⁹⁾」と。このような見解が先の最高命令の意志に対しても、あるいは、政府の初等「国民学校」政策における僧侶・神の法教授の位置づけにもそぐわないものであることは明らかであった。このポドリスクとヴォルィニの最高僧の両見解に対し、これらの文書が直接教

育省のもとにも送られていたこともあって、宗務院総長はこれらに不満を表わしていた。「私は、宗務監督庁の目的にとって、地方の僧侶権力の代表者が省と直接の交渉をもつことがけって望ましいものとはみなさない。〔教育〕省が至聖の思いがけなく異った見解から、高等の政府機関における問題の検討の際に、教会にとってふさわしくない結論や宗務院が予め予定しているところの指示の取り消しに関する方法をも導き出すことができるからである¹⁰⁾」と。教育省と宗務院総長との対立についてはまた後にみることになる。

キーエフでは、学区総監と府主教という世俗官庁と宗務監督庁との対立に、1863年春頃まで北西部諸県と同様の状況、つまり、「ポーランド貴族」の影響のもとで、内務省筋の農奴解放令実施機関、農事調停官と僧侶の対立が加わって、複雑な様相を呈していた。

1862年秋、キーエフ府主教は、宗務院総長にあてた秘密文書のなかで次のように述べていた。「農事調停官は、私のきいた噂によれば、あたかも彼らに課せられた主題のごとく、総力をあげあらゆる手段をもって、郷書記や郷長を僧侶に敵対させながら、国民を僧侶から引き離そうとしている¹¹⁾。」ここで述べている事態は、1863年の1月に大規模な蜂起という形に発展するポーランドの民族解放運動を背景としたものであるが、このことについて、府主教がどの程度の認識を有していたか不明であるが、学区総監との対立が一方で存在する時点で、さらに「世俗の官吏」が僧侶自らの任務を遂行するうえでの妨害となっていると考えたことは間違いない。宗務院総長は、これに直接の返書を与えなかった。が、キーエフ総督がこの地の内務省関係者に対し次のような指示を与えていた。「地方農民の間に、ロシア語読み書きと正教教会の精神にふさわしい初步的な宗教教育を普及することへの妨げとなるような農事調停官の行動には特別の注意を払うように¹²⁾」と。北西部諸県と同様に、「ロシア語」と「正教教会の精神」が、ポーランド・カトリック勢力への対抗を意味していることは明らかである。

1863年に入っても事態は変わらなかった。むしろ、ポーランドの大規模な民族解放運動との関連で、事態は悪化していた。同年2月号の『教育省雑誌』には、キーエフの農奴解放令実施機関、県農事委員会のもとに、学校建設に関する、かなりの訴状が送られていることが記されている。その訴状の一方は、僧侶の側から郷裁判所と村落機関に対して、もう一方は、その逆の関係であった。村落機関が正教僧侶の開設した学校の建設に対して援助を拒んでいる前者の例は、先にみたようにその背景に「ポーランド」貴族出身の農事調停官がいたと思われるが、そのような事態に僧侶が不満を表明したものであった。それに対して後者は、僧侶が村落諸団体のプリガヴォール（決議）に基づく学校開設の手続きを無視して、自らのもとに学校を強行に開設しようとした事態に対するものであった。

このような事態の解決に向け、教育省によれば、県農事委員会は、農事調停官に対し、次のような指令を出していた。「キーエフ県では教育省によって開設された国民学校が不足していること、そして、僧侶によって設立された教区の学校（1,300校以上）がそのいくつかの欠陥にもかかわらず、農事調停官の側からの保護を受けるに十分な権利を有していることに鑑みて……¹⁴⁾」と、教育省の側からの弁明を加える一方で、この地域では、内務省筋の農事調停官と宗務監督庁とが協力することを認めつつ、次のような内容の指示を紹介している。「農事調停官には、彼らが、教育省設立の学校がある地域を除いて、村団が僧侶設立の学校の維持と建設において、僧侶を援助するように、また、学校開設要求がある村落や小村落では、それらの学校を開設させるようにすることを指示する一方、正教管区監督局に対しては僧侶への警告、つまり、僧侶が学校建設の部門における事業において、国民の利益のみに従い強制的な形態の手段を用いず、村会の召

集のために法規程によって定められている規則を破らぬよう、僧侶に対する警告について、報告することを指示した¹⁵⁾。ここに明らかなように、教育省の「国民学校」は、この政策の展開の軸からはずされている。ここでは、農事調停官のテコ入れによって、僧侶の学校、つまり教会付属学校の設立、維持を援助することが予定されていたのであった。その際に、障害となっていた「ポーランド貴族」出の農事調停官が、1863年3月以降、北西部諸県と同様に、ロシア人調停官と交替されていくことによって、以上の指令に基づく政策展開は次第に軌道にのることになる。

以上のような展開の一方で、この南西部諸県での「国民学校」規則の作成の作業が行なわれていた。1863年1月に、ツァーリは北西諸部県と同様に、この地域での同規則の完成を促していた¹⁶⁾。これにこたえて、キーエフ総督アーネンコフ(Аненков)は、この地域の国民教育に関する方策を審議するために、自らを議長として、宗務監督庁と学務官庁の代表を召集して、特別委員会を設置した。この委員会の提案では、宗務監督庁の学校と学務官庁(教育省)の学校について、以下のような結論に達した。第1に、この地域では、初歩的教会付属学校と上級の模範国民学校との二つの段階の学校を等しく有益なものとみなすこと、第2に、前者の学校の経営は正教監督庁の長の管理下におき、宗務庁がこれを必要と認め、省が可能と認めた場合、省はそれらの改善に向けて援助のみを行うこと、第3に、上級の模範学校は、学務官庁によって設立され、その完全な管理下にあること、第4に、僧侶は神の法を教授することと生徒の「宗教・道徳的傾向」と教員の「信仰と傾向」を監視することであった¹⁷⁾。第1より第3の点に明らかなように、学校の種類、段階を明確に区分して、その各々の管轄庁に分担させるという案であり、両者を同質の「国民学校」としない、ただし、これに優劣をつけず、等しく有益なものとみなすという、苦しい妥協がそこにみられる。しかし、これは、明らかに1862年1月18日の最高命令に反するものである。この提案は、大臣評議会で検討されるが、結局成立せずに終わる。大臣評議会では、教育省がこれに反対を表明していた。同省は、教会付属学校もあらゆる種類の私人立の学校と同様に学務官庁の実質的な監視下に従属すべきこと、さらに、教育省には下位の初歩的学校を同様に設立させることを予定すべきであること、このことは、他の地域において省が管轄している初歩的学校との関連からぜひとも必要であった、を主張していた¹⁸⁾。

こうして、南西部諸県では、宗務監督庁と教育省の関係は並行線のまま推移することになり、両者の政策は各々個別に展開せざるを得なかった。その結果、南西部諸県での「国民学校」は、北西部諸県のように急増しなかった。教育省の報告によれば、1865年1月1日に至っても、わずかに44校(生徒数、これは1864年1月1日の数で707人)が新設されたにとどまっており、同じ時点で、北西部諸県では、659校(生徒数21,502人)に達していた¹⁹⁾。

1864年7月には、いわゆるゼムストヴォ諸県の初等国民学校規程が成立する。従って、「国民学校」の制度的基盤がないのは、南西部諸県のみとなっていた。グローヴニン教育相は、その成立を目指す宗務院総長からの強力な反対に合って、結局、彼の在任中には果たされなかった。彼は、1866年4月にこのポストをおろされるが、その1ヶ月前に、南西部諸県の学校事業建設の法案を提出し、教育省の「国民学校」と教会付属学校の「合流」を提案し、そのための学校協議会の設置を提案した。これに対しては、前年6月に宗務院総長に就任したトルストイ(Толстой, Д. А.)は、教会付属学校を1864年初等国民学校規程におけるように学校協議会の管理下に置くこと²⁰⁾に反対しつつ、南西部諸県での僧侶の国民教育における事業の成功と、僧侶が本来的に有する特典と任務について、以下のような見解を示した。

「南西部地方の国民教育の場合での〔僧侶の——筆者〕事業は、教育省によって維持されている

国民学校と教会付属学校とが合流すべきであるというような考えを導くものではない。この件での僧侶の功績は疑う余地がない。僧侶は学校の全域的な開設に国庫からのどんな補助も受けずにたずさわって来たのであり、ほとんどそのために自己の財源より、現在のところ限られたものだが、寄附を行って来た。この課題に、国家の財源からの補助は⁽⁷⁷⁾いっさい受けずにである。にもかかわらず、多年にわたる私欲のない疲れを知らぬ奉仕によって、3,869校の教区学校が南西三県に設立、維持されるまでになったのである、教育省がこの同じ地域で全部で51校、しかもこれらの学校は国庫によって維持されているそのような時にである²¹⁾」

「正教教会は、祖国ロシアの起源を守り護持して来たし、その精神において我が国の牧師をも育成して来た。我が教会によって護持されて来たところのその最も根源的な原理は不変であり、その故にその〔教会の——筆者〕従者は、しばしば自己本位の信念に惑わされ政府や国家にとっては常に有益であるとは限らない国民のその他のすべての教員に先んじる、議論の余地のない特権を常に有するものであろう²²⁾。」

以上のように、南西部諸県の僧侶、教会の事業を、また一般に僧侶の国民教育における意義を高く評価しつつ、徹底して教育省の南西部諸県における事業を批判した。そして彼は、最後に、グローヴニン教育大臣の学校協議会設置に関する提案に対して、自らの提案を対置した。

「予定されている合流への動機というのは、学校建設における現在の二分が、それらの〔学校の——筆者〕道徳的影響を弱め、その事業を無力なものにしてしまうであろうという危惧の現われである。かかる学校の影響力の弱まりは、それらの宗教道徳的傾向の差によってのみ生ずるので、それらの学校建設の統一によってもたぶん生じるであろう。統一の達成には、異種の、しばしば対立する要素の一つのものへの合同では不十分である。管理の統一はまだ傾向の統一ではない。この傾向の統一は以下の如く達成すべきである。それは、管理の合同ではなしに、学務官庁の者が常に僧侶の牧師が行うがごとくより厳格に正教の精神にのっとり国民の教育を導くことによって達成されるのである²³⁾。」ここに明らかなように、「統一」の内容を問うことで、「国民学校」の南西部諸県での主要な課題であった宗務院・僧侶による宗教道徳教育の普及の課題に、国民教育を、あるいは、教育省が普及しようとするところの初等教育を引きつけようとしたものであったが、このことは同時に、国民教育における教育省の位置を著しく低めるものであった。

結局、南西部諸県における「国民学校」規則は、グローヴニン教育大臣の在任期間には成立せず、ようやく1869年5月26日に、「キーエフ、ポドリスク、ヴォルィニ諸県国民学校規程」として成立することになる。それは、1866年4月から教育大臣を兼務することになった宗務院総長トルストイのもとにおいてであった。

注

- 1) 《ЖМНП》, 1862, № 2, отд. IV, стр. 75.
- 2) Малиновский, Н. П., указ. статья, стр. 67.
- 3) 《ЖМНП》, 1862, № 8, отд. IV, стр. 177.
- 4) Малиновский, Н. П., указ. статья, стр. 70.
- 5) Там же, стр. 71.
- 6) Чернолуцкий, В. И., "Начальное образование во второй половине XIX столетия", История России в XIX веке, том 7, СПб., 1909, стр. 128.
- 7) Малиновский, Н. П., указ. статья, стр. 72.
- 8) Там же, стр. 72-73.
- 9) Там же.

- 10) Там же, стр. 73.
- 11) Там же, стр. 71.
- 12) Там же.
- 13) 《ЖМНП》, 1863, № 22, отд. IV, стр. 124-125.
- 14) Там же, стр. 124.
- 15) Там же, стр. 124-125.
- 16) Рождественский, С. В., указ. соч., стр. 469.
- 17) Там же.
- 18) Там же.
- 19) Указ. соч., Обзор деятельности Министерства народного просвещения..., приложение, стр. 324.
- 20) 1864年7月14日に成立した初等国民学校規程における僧侶、教会付属学校の位置づけについて若干、触れておかなければならない。1864年の同規程では、1863年の北西部諸県の臨時規則と同様に、国民学校の宗教道徳的傾向の監視を教区司祭の任務とし、また神の法教授を同司祭が担当することを規定（同規程、第15条、17条）し、また、学校協議会代表委員として地方僧侶の長が関与することも規定（同、第19条、20条）しているが、同臨時規則と決定的に違う点は以下の点である。すなわち、この初等国民学校規程における「初等国民学校」のひとつとして教会付属学校を規定（第2条）している点であり、他の省庁の学校とともに、教育省の代表委員が関与している学校協議会の管理下にそれを置いたことである。つまり、ここでは、教会付属学校の僧侶の排他的な管理権がくずされているといわなければならない。この規程が成立する過程にそくして、この問題は検討されなければならない。これは別の機会にゆずる。
- 21) Рождественский, С. В., указ. соч., стр. 470.
- 22) Там же, стр. 481.
- 23) Там же, стр. 481-482.

むすびにかえて

以上のことから、我々は次の点を確認することができる。

まず第1に、ツァーリズムは、その体制の従属下にあった正教教会による農奴解放前からの学校事業に、この1860年代には、初等学校（「国民学校」）の位置づけを与え、これ以降、教育省とともに、僧侶・宗務監督庁が初等学校を管理していくことを確定した。ロシアでは近代への転換期に、ツァーリズムは教会との結びつきをさらに強め、その教会とともに教会付属学校を、その体制の精神的支柱として利用し、その強化を図っていくことを明確に意識するようになったのであり、ソビエト教育史学のようなそれ以前の形態、内容のものをそのまま「温存」させることを目指したのではない。

第2に、以上の教会付属学校の普及は、いわゆる西部諸県での政治的動向、並びに、教育省の「国民学校」開設の事業と密接に絡んで実現されることになる。1862年1月18日のツァーリの最高命令「国民学校の所属について」に規定されながら、西部諸県の二つの地域、北西部諸県と南西部諸県における初等学校政策は、各々、教育省主導の「国民学校」政策と僧侶・宗務監督庁主導の教会付属学校普及策として、展開することとなった。ここでは、教育省の初等学制改革の側からみれば、教会付属学校との関連において、三つの改革が成立することとなる。1863年の北西部諸県の「国民学校臨時規則」、1864年のゼムストヴォ諸県の「初等国民学校規程」、そして、1869

年の南西部諸県の「国民学校規程」の三規程に体现されるところのものである。このような分離は、農奴解放令公布前後にすでに、北西部諸県と南西部諸県での初等学校政策のイニシアティブの違いとして、その芽は現われていたものの、教育省では全く予期していなかったことであった。ポーランドでの民族解放運動の影響のもと、農奴解放後の西部諸県での政治動向の変化、つまり、「ポーランド貴族」を中心とする解放運動の活発化やポーランド貴族やカトリック教徒による学校開設の動きが、ツァーリ政府の初等教育政策の具体的な展開を促し、それぞれの条件のもとで展開された政策そのものが、改革として追認される結果となった。

遑って考えるなら、1861年以降の初等学制改革の過程について次のようにいうことができる。ツァーリ政府内では1861年中頃に、世俗官庁の初等学校を教育省のもとに集中させ、そのもとで、全国の国民学校設立計画を将来において実現するという方向が現われていたが、1862年1月には、これを僧侶、宗務監督庁の開設による教会付属学校によって補完しつつ、設立普及を図るという、初等教育行政の二元性を認め、1863年の初めには、教育省と宗務監督庁の両者の関係のヴァリアントを追認しつつ、初等教育行政の三区域を設定していくというのが、農奴解放令の公布以降、1864年の初等国民学校規程の成立に至るまでの初等学校政策・改革の最も主要な過程である。1864年の初等国民学校規程の検討は、この過程に据えて行なわれるべきであるが、これは、今後の課題である。

<資 料>

「ヴィルノ、コヴノ、グロドノ、ミンスク、モギリョーフ及びヴィーテプスク諸県国民学校臨時規則」、1863年3月23日裁可。

第1条 ヴィルノ、コヴノ、グロドノ、ミンスク、モギリョーフ及びヴィーテプスク諸県のあらゆる国民学校の管理のために、ヴィルノ、ポニェヴェシ、ミンスク及びヴィーテプスクの各市に、国民学校管理局が設置される。

第2条 各管理局は、学校協議会の統制下にある。協議会はその管轄下に、管理局の下に存す概してあらゆる国民学校を有する。また、各管理局は、然るべき場合に、学務に関し自己の提案をもって、学区総監と交渉に入る。

第3条 学校協議会は、国民学校管理官の資格を有する議長と、内務省、国有財産省そして地方正教管区監督庁からの協議会員、及び、国民学校視学官から構成される。視学官の内には、総監と正教管区の長との合意に基づき、宗務監督庁の者も含まれ得る。視学官の数は、地方の必要に応じて決められるが、可能な限り、各人につき50校以内をその割合とする。その他、カトリック教徒住民のために設立された学校の業務に関しては、必要な場合に、ローマカトリック教信仰宗務監督庁の者が、ローマカトリック司教の選択に応じて、協議会の議長として招請される。

第4条 管理官と視学官は、正教管区の長との合意に基づき任命される宗務監督庁の者を除いて、前者は学区総監の提案に基づき教育相によって、また、視学官は学区総監によって、任命される。

第5条 学校協議会は以下の任務を有する。

(1) 管理局下の概してあらゆる国民学校での教授に対する監視、それは視学官による可能な限りの個々の学校への視察を通じて行なわれ、視学官はその視察結果を協議会に

報告する。

- (2) 新しい学校やその分校の開設並びに既存の学校の改善に関する監督。
- (3) 都市諸団体や村落諸団体による新学校開設への許可。
- (4) 学校への教授用品の調達。
- (5) 教育省及び国有財産省の管轄下にある国民学校への教員、女教員の任命と都市諸団体及び村落諸団体が自己の学校の教員、女教員の職に選んだ者への承認。
- (6) 奨励に値する教員への賞与及び扶助を学校経費から指定することにつき学区総監に提案すること、また、思想穩健ならざるその理由が確認される者の即座の免職。
- (7) 学校の閉鎖が必要な場合、それについて、総監及び当該の諸庁の長に、提案すること。
- (8) 学校へ、自己の措置を回章によって伝達し、それらを学区総監、県総督、県知事、地方管区諸主教及び国有財産省管理局長に提出すること。
- (9) 管理局下の国民学校の状態に関する年次報告書の上記の者への提出。
- (10) 必要な場合、学務に関し、すべての管轄庁及び人物との交渉。

第6条 これらの任務の遂行に際し、各省との合意を経て教育相によって承認される訓令を遵守する。

第7条 国民学校は、協議会のコントロールのもとにあつて、協議会は視察のために視学官を派遣するが、学校はあらゆる種類の定期的上申書や報告書の提出を免除される。これに関する必要な資料は、視学官が学校を視察するその場で収集される。

第8条 管理局下の学校の最も適切な視察のために、視学官の間で区域を分けることができる。

第9条 協議会は、国民学校に関するあらゆる議題を管理官の名において受理し、すべての議題は多数決によって決せられる。票の同数の場合、議長の票が優勢を決す。協議会での事務手続きは学区総監によって設定される。

第10条 国有財産省は、その自らの判断によって国民学校を設立し閉鎖する。都市諸団体及び村落諸団体は、学校の開設につき、協議会にその許可を請い、学校の閉鎖が必要な場合、この件につき自前に協議会に報告する。

第11条 国民学校は、地方の見解や要請に応じて、教育課程を自らのもとで設定するが、しかし、そのプログラムを学校協議会の認可を受けるために提出しなければならない。

第12条 国民学校の教育課程の科目は以下のとおり。

- a) 神の法（簡易教理問答及び聖史）
- b) ロシア語、世俗語書物と教会書物の読み方と書き方
- b) 算術初歩的四則計算
- r) 教会歌

以上のすべての科目は、同学校においては、教育省あるいは宗務監督庁によって、その所轄に応じて、認可された指導書に従って教授されねばならない。

第13条 国民学校には、あらゆる身分の子弟が信仰の別なくその入学が許される。

第14条 神の法は、教区司祭によってあるいは学校協議会の提案に従い正教管区の長の承認をした特別の神の法教員によって教授される。

第15条 正教信仰の住民のために設立された学校では、教区司祭は、学校における宗教・道徳的傾向全般にわたって監視し、必要な場合、自らの見解を教員あるいは学校を管理して

いる者に伝える。もし、これらの見解が尊重されない場合、教区司祭はこれにつき学校協議会に報告する。

第16条 国民学校での授業料徴収の制定は、これが可能でかつ必要と認められた時に、また、その免除は、学校の維持を負担している当該の管轄庁及び団体の判断に委ねられる。

第17条 先に列挙した諸県の国民学校での教授は、ロシア語で行なわれる。

第18条 ローマカトリック教信仰に属す子弟に対しては、神の法は、その神の法教員によって、その地方の方言で教授される。

(以上)